

5 特定施設等届出状況

騒音規制法・振動規制法では、国民の生活環境を保全するため、指定地域内における工場及び事業場に設置される施設並びに建設工事に伴い、相当範囲にわたる騒音、振動を発生させる施設の設置、又は、作業を実施する際に届出が義務付けられている。

香取市環境保全条例でも同様に、市民の生活環境を保全するため、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い、相当範囲にわたる騒音、振動を発生させる施設を設置、又は、作業を実施する際に届出を義務付けている。

令和元年度における各種届出状況は次のとおりである。

5-1 特定施設等の届出

香取市環境保全条例による届出は10件、そのうち騒音・振動規制法による届出は1件であり、騒音振動施設(圧縮機)の設置についてであった。

又、悪臭に係る特定施設の届出は無かった。

5-2 特定建設作業の届出

条例によるものが65件で、作業の種類は、バックホウ、ブレーカー、空気圧縮機、振動ローラーなどを使用する作業であった。

また、騒音・振動規制法によるものが17件で、作業の種類は油圧ブレーカー(ジャイアントブレーカー)を使用する作業であった。

5-3 特定作業の届出

今年度の届出は、悪臭に係る届出(自動車を解体し、又は修理する作業)が2件ありました。

以上が、令和元年度における特定施設等の届出状況であるが、特定建設作業の届出については、未だ小規模、或いは短期的な工事について届出漏れが見られ、解体工事等の現場周辺の住民からの通報で未届けの作業が発覚することがある。今後も建設工事の監視強化と事業者に対しては届出意識の向上を求めていく必要がある。

今後も事業者・工事業者・発注者に対し、届出を促すとともに届出者に対しても、基準の遵守はもちろん、騒音・振動の防止対策を徹底するよう指導しなければならない。また、極力低騒音型建設機械等の使用や環境に配慮した工法の採用等の普及促進に努めていきたい。